

掛川市告示第107号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成29年 9 月29日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条に次の1号を加える。

(19) 特定非営利活動法人掛川障がい者支援センター

別表第1に次のように加える。

きらら上内田	掛川市上内田914番地の6
和光の家	掛川市上屋敷7番地の2

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。